独立行政法人水産大学校の役職員の報酬・給与等について

- I 役員報酬等について
- 1 役員報酬についての基本方針に関する事項
 - ① 平成24年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

中期目標に定められた業務について、当該目標を達成するための中期計画に沿った年度 計画が順調に実施され、平成23年度業務の実績が独立行政法人評価委員会において「A 評価」を受けたところであるが、諸情勢を踏まえ、業績反映による役員報酬の増減は行わな かった。

② 役員報酬基準の改定内容

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)に準拠 法人の長 し、以下の改定を行った。

理 事

平成24年4月分給与から、俸給月額を0.51%引き下げ。平成23年4月から平成24 年3月までの較差相当分は、平成24年6月期の期末手当で調整。

②給与減額支給措置

平成24年4月から平成26年3月までの間、報酬及び賞与を9.77%減額。

監事(非常勤) 平成24年4月から平成26年3月までの間、報酬を9.77%減額。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成24年度年	就任・退任の状況		前職				
仅有		報酬(給与)	賞与	その他	その他(内容)		退任	日リ月取
X1.0 F	千円	千円	千円	千円				
法人の長	13,275	9,875	3,351	49	(通勤手当)			
A 200 ===	千円	千円	千円	千円			0 11 01 11	^
A理事	11,329	8,402	2,849	78	(通勤手当)		3月31日	\Diamond
m/s -+-	千円	千円	千円	千円				
監 事	該当者無し				()			
A監事	千円	千円	千円	千円				
(非常勤)	492	492	_	_	()			
B監事	千円	千円	千円	千円				
(非常勤)	211	211	_	-	()			

注: 「前職」欄において、「*」は退職公務員を、「◇」は役員出向者(本府省課長・企画官相当職以上)を、「※」は独立行政法人の退職者を、「*※」は退職公務員でその後独立行政法人等の退職者を、空欄は該当がないことを示す。

3 役員の退職手当の支給状況(平成24年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘 要	前職
法人の長	千円 —	年 — —	_	_	該当者なし	
理 事	千円 -	年	_	-	該当者なし	
監 事	千円	年	_	-	該当者なし	

注: 「前職」欄において、「*」は退職公務員を、「◇」は役員出向者(本府省課長・企画官相当職以上)を、「※」は独立行政法人の退職者を、「*※」は退職公務員でその後独立行政法人等の退職者を、空欄は該当がないことを示す。

Ⅱ 職員給与について

- 1 職員給与についての基本方針に関する事項
 - ① 人件費管理の基本方針

第3期中期計画における職員の人事に関する計画に基づき、人員の適正な配置及び合理化を行 しい、中期計画の人件費の見積の範囲内で人件費の管理を行っている。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

独立行政法人通則法第63条第3項の規定に基づき、一般職の職員の給与に関する法律の適用 を受ける国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与、業務の実績及び中期計画における人件 費の見積、その他の事情を考慮し、決定を行っている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方 昇給や勤勉手当の成績率について、職員の勤務成績等に基づいた決定を行っている。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

THE TYPE STATE OF THE STATE OF								
給与種目	制度の内容							
俸 給(昇給)	昇給日を1月1日とし、昇給日前1年間における勤務成績に基づき決定される昇給区分に応じ、当該区分に定められた号俸数の昇給を行うことができる。なお、昇給区分の決定に際しては、職員の総数に対する勤務成績の極めて良好な職員及び勤務成績が特に良好な職員の区分に決定する職員の割合を定め、決定を行う。							
賞与:勤勉手当 (査定分)	職員の勤務成績に応じ、135/100(特定幹部職員にあっては175/100)を超えない範囲内において成績率を決定し、俸給等の月額にこれを乗ずること等により勤勉手当を支給する。							

ウ 平成24年度における給与制度の主な改正点

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)に準拠し、以下の改定を行っ

①俸給月額の引き下げ

平成24年5月から、俸給月額を平均0.23%引き下げ。平成24年4月分の較差相当分は、平成24年6月期 の期末手当で調整。

②給与減額支給措置

平成24年5月から平成26年3月までの間、次の措置を実施。平成24年4月分については、平成24年12月 期の期末手当で減額調整。

- ・職員の俸給月額を職務の級に応じて9.77%、7.77%又は4.77%減額
- ・俸給の特別調整額(いわゆる管理職手当)を10%減額
- ・地域手当及び広域異動手当を減額(俸給月額及び俸給の特別調整額の支給減額率に連動)
- ・期末手当及び勤勉手当を9.77%減額

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

				平成24年度の年間給与額(平均)				
区分	人員	平均年齢	総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与		
常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円		
市助収貝	133	44.8	6,217	4,704	53	1,513		
事務•技術	人	歳	千円	千円	千円	千円		
争務•拉州	28	44.6	5,479	4,178	65	1,301		
教育職種	人	歳	千円	千円	千円	千円		
软 月 40年	60	48.0	6,940	5,203	87	1,737		
船舶(一)職種	人	歳	千円	千円	千円	千円		
所□	19	40.1	6,112	4,646	3	1,466		
船舶(二)職種	人	歳	千円	千円	千円	千円		
河口河口 (/ ┦収/ 里	25	40.7	5,454	4,188	0	1,266		
労務職種	人	歳	千円	千円	千円	千円		
刀 1为4联作里	1	-	_	-	_	_		

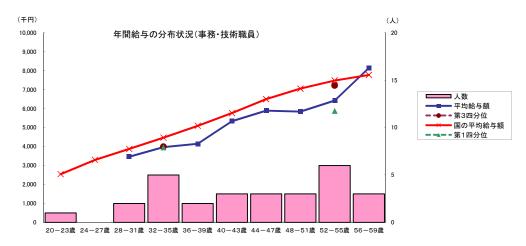
				平成24年度の年間給与額(平均)				
区分		人員	平均年齢	総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与	
	非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円	
		_	-	-	_	-	_	
	市政, 社体	人	歳	千円	千円	千円	千円	
	事務•技術	-	-	-	_	_	_	

- 「労務職種」については、該当者が1人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。
- 注2:「常勤職員」については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。
- 注3: 該当がない区分(在外職員、任期付職員及び再任用職員)及び区分中の職種(研究職種、医療職種(病院医師・病院看護師)及 び教育職種(高等専門学校教員))は省略した。
- 注4: 事務・技術及び教育職種以外の職種の業務内容は次のとおり。

 - #167 12010人の変も両体重敬(一)に相当する職種であり、練習船に乗り組む士官で乗船学生の教育業務等を行う。 ②船舶(二):国の海事職(二)に相当する職種であり、練習船に乗り組む部員で甲板部、機関部、司厨部の業務を行う。
 - ③労務職種:国の行(二)に相当する職種であり、電話交換の業務を行う。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員)

〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕



注1: ①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注2: 該当者が4名以下の年齢階層については、第1・第3分位を示す点を表示していない。

注3: 年齢24-27歳の区分には、当法人に該当者はいない。

注4: 年齢20-23歳の区分については、該当者が1人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、平均給与額を示す点を表示していない。

(事務・技術職員)

(事)为 汉州城县/					
分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位 第1分位	平均	四分位 第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
本部部長	1	-	-	-	-
本部課長	5	56.5	7,215	7,228	7,743
本部課長補佐	4	51.0	_	6,053	_
本部係長	14	41.6	3,992	4,961	5,873
本部係員	4	30.3	-	3,086	-

注1:「本部係員」及び「本部課長補佐」グループについては、該当者が4名以下であるため、第1・第3分位を記載していな

注2:「本部部長」グループについては、該当者が1名以下であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「平均年齢」以下は記載していない。

③ 職級別在職状況等(平成25年4月1日現在)(事務·技術職員)

(年俸制等職員以外)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な 職位		係 員	係 員	係 長	係 長	課長補佐	課長	部長
人員	28	人 1	人 3	人 10	人 5	人 4	人 4	人 1
(割合)		(3.6%)	(10.7%)	(35.7%)	(17.9%)	(14.3%)	(14.3%)	(3.6%)
年齢(最高〜最 低)		歳	歳 39 ~ 29	歳 52 ~ 32	歳 50 ~ 46	歳 55 46	歳 59 ~ 55	歳
所定内給与年 額(最高~最低)		千円 一	千円 2,837	千円 4,541	千円 4,525 ~ 4,023	^{千円} 4,798	^{千円} 6,100	千円 一
年間給与額(最高~最低)		手円 一	手円 3,674	手円 5,873	手円 5,925 ~ 5,383	手用 6,367	^{千円} 7,864	手円 一

注: 「1級」及び「7級」については、該当者が1名であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「年齢(最高~最低)」以下は記載していない。

④ 賞与(平成24年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

	区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
	一律支給分(期末相当)	- -	- %	- -
管理 職員	査定支給分(勤勉相当) (平均)		- -	- %	% _
		最高~最低	% _	- -	% _
	一律支給分(朝末相当)	63.8	66.0	64.9
一般 職員		定支給分(勤勉相当) (平均)		% 34.0	% 35.1
		最高~最低	% 43.6~31.1	41.7~30.2	% 38.9~32.6

- 注: 「管理職員」については、一人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、記載していない。
- ⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一)) 89.7

対他法人(事務・技術職員) 84.1

注: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出。

給与水準の比較指標について参考となる事項

(○事務·技術職員

○事務•技術臧貝								
項目	内 容							
	対国家公務員 89.7							
指数の状況			地域勘案	97.7				
11 37 -> 1/1/11		参 考	学歴勘案	92.4				
			地域·学歴勘案	98.3				
国に比べて給与水準が高 くなっている定量的な理由	該当無し							
給与水準の適切性の 検証	【国からの財政支出の状況】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 75.6% (国からの財政支出額 2,174,166千円、支出予算の総額 2,874,975千円:平成24年度予算) 【検証結果】 比較指数は 89.7であり、給与水準は適切である。							
	【累積欠損額について】 の円(平成23年度決算) 【検証結果】 該当無し 該当無し							

主務大臣の検証結果

国家公務員より低い水準であり、問題ないと考えている。

Ⅲ 総人件費について

区分		当年度 (平成24年度)	前年度 (平成23年度)			中期目標期間開始時(平成23 年度)からの増△減	
√Λ H ±Π π / Λ √Λ √Λ σ σ		千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額	(A)	1,137,155	1,300,336	△ 163,181	$(\triangle 12.5)$	△ 163,181	$(\triangle 12.5)$
旧附工业士公佑		千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
退職手当支給額	(B)	258,629	234,462	24,167	(10.3)	24,167	(10.3)
北冶类机啦早龄外上		千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
非常勤役職員等給与	(C)	42,651	49,029	△ 6,378	(△13.0)	△ 6,378	(△13.0)
短句医生典		千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
福利厚生費	(D)	167,373	187,509	△ 20,136	$(\triangle 10.7)$	△ 20,136	$(\triangle 10.7)$
見亡羊」(小曲)		千円	千円	千円	(%)	千円	
最広義人件費 (A+B+C-	⊦D)	1,605,808	1,771,336	△ 165,528	$(\triangle 9.3)$	△ 165,528	$(\triangle 9.3)$

注: 本表に記載された額は、単位以下の端数処理の関係から、該当年度の財務諸表における附属明細書 に記載された数値と異なる場合がある。

総人件費について参考となる事項

- ・「給与、報酬等支給総額」は、対前年度比12.5%減であった。主な要因は、退職者の不補充等による職員数の減のほか、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」(平成24年法律第2号)に準じた給与減額支給措置を行ったことによるものである。なお、給与減額支給措置による削減額は91,514千円である。
- ・「退職手当支給額」は、対前年度比10.3%増であった。主な要因は、死亡退職及び自己都合退職者の増加によるものである。なお、「国家公務員の退職手当の支給水準引き下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、法人において同様に講じた措置に関係する削減額は11,111千円である。
- ・「非常勤役職員等給与」は、対前年度比13.0%減であった。主な要因は、契約職員数の減によるものである。なお、非常勤役員の給与減額支給措置による削減額は76千円である。
- ・「最広義人件費」は、対前年度比9.3%減であった。主な要因は、国家公務員に準拠した上記措置等の実施によるものである。

IV 法人が必要と認める事項

「国家公務員の退職手当の支給水準引き下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、役員にあっては平成25年1月から、職員にあっては平成25年2月から次の措置を講ずることとした。

- ・役員に関する講じた措置の概要:改正前の算定方法に、調整率を設け、段階的に引き下げる。 (開始時98/100、最大引き下げ時87/100)
- ・職員に関する講じた措置の概要:退職手当の基本額に係る「調整率」を、段階的に引き下げる。 (開始時98/100、最大引き下げ時87/100)